

● 保育所及び幼稚園の保育料・副食費切り替えについて ●

保育料は毎年9月が切り替え時期です。

9月分以降の保育料については、今年度の町民税（所得割額）をもとに保育料の見直しを行います。現在町外に住所がある方につきましては、所得割額確認のため令和4年度課税証明書のご提出をお願いいたします。

4月～8月 前年度の所得割額で算定	9月～3月 今年度の所得割額で算定
-----------------------------	-----------------------------

9月分から保育料に変更の生じる方のみ8月中に通知を送付します。

- (※1) 世帯内で令和3年中の収入につき未申告の方がいる場合、正しい保育料の算定ができないため、9月分以降の保育料は最高階層で仮算定されます。
- (※2) 父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる（生活保護基準額を下回る）場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。
- (※3) 満3歳児以上の児童については、見直しに伴い副食費が発生することがあります。

【お問い合わせ】 こども課 保育所係 ☎098-945-5311

令和5年度 西原町職員採用候補者試験について

職種、採用人員及び受験資格

職種区分	採用人員	資格等（※年齢・住所要件は表の下部に示しています）
行政職（初級）	若干名	学校教育法による高等学校若しくは短期大学を卒業した者（令和5年3月卒業見込みの者を含む）又はこれと同等の学力を有すると認められる者（行政職上級の受験資格を有する者は受験できません。）
行政職（上級）		学校教育法による4年制大学を卒業した者（令和5年3月卒業見込みの者を含む）又はこれと同等の学力を有すると認められる者
技術職（土木・建築）	若干名	学校教育法による高等学校以上を卒業した者（令和5年3月卒業見込みの者を含む）又はこれと同等の学力を有すると認められる者で、下記のどちらかに該当する者 イ・建築系学科、土木系学科または農業土木系学科を卒業した者 ロ・建築施工管理技士2級以上または土木施工管理技士2級以上の資格取得者
管理栄養士職	若干名	管理栄養士免許取得者（令和5年3月末までに取得見込みの者を含む）
現業職	若干名	調理師免許取得者で、中型免許取得者または平成19年6月1日以前普通運転免許取得者（※AT免許は除く）
※年齢要件…行政職（初級） 平成5年4月2日以降生まれた者 行政職（上級） 平成元年4月2日以降生まれた者 技術、管理栄養士、現業職 昭和62年4月2日以降生まれた者 ※住所要件…令和4年6月18日以前に沖縄県に住民登録がされ、引き続き住所を有する者（就学のため一時的に県外に転出した者を含む）		

日時、場所等

「職員採用一次試験」 令和4年9月18日（日） 開始10：00 西原町役場

受付期間

令和4年8月2日（火）～令和4年8月15日（月） 9：00～12：00、13：00～17：15（土日・祝日を除く）

申込方法

所定の申込書、履歴書（町HPからダウンロード可）、受験票送付用の長形3号封筒（住所・氏名・郵便番号を記入の上、84円切手を貼ったもの）を総務部総務課へ提出してください。郵送の場合は簡易書留にて封筒に「採用試験申込書在中」と朱書きし、受付期間内（消印有効）に提出してください。
※詳しくは西原町ホームページ（トップページ→新着情報）をご覧ください。

【お問い合わせ】 総務課 職員係 ☎098-945-5011

令和4年度 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

【ひとり親世帯でない方】

ひとり親世帯でない方（ひとり親世帯の方への給付金を受け取った方を除く）子育て世帯を支援するために新たな給付金を支給します！

1. 支給対象者
 - 令和4年度住民税（均等割）が非課税の方
または
 - 新型コロナウイルスの影響を受けて、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
2. 対象児童
 - 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）（※令和5年2月28日までに生まれた新生児等も対象になります。）
3. 支給額 対象児童1人につき、**5万円**（1回のみ）
4. 支給手続き・支給方法
 - I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方は、申請不要です。
※令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込み済み・振り込み決定済みです。
 - II. I以外の方（高校生のみ養育している方、収入が急変した方）は、申請が必要です。
・申請書に必要書類を添付してこども課窓口または郵送でご提出ください。
詳細は西原町ホームページを確認してください。
・給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認後、指定口座に振り込みます。
5. 申請期限 令和5年2月28日（火）（※必着）



【ひとり親世帯でない方】

「子育て世帯生活支援特別給付金」の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。不審な電話や郵便があった場合は、西原町の窓口や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

【ひとり親世帯の方】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）が支給されます。



【ひとり親世帯の方】

1. 支給対象者
 - 以下の①～③のいずれかに該当する方
 - ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（支給済）
 - ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
2. 支給額 児童1人当たり一律5万円
3. 支給手続き
 - ②、③のいずれかに該当する方は、申請が必要です。申請書、申立書を記入のうえ必要書類とともに令和5年2月28日（※必着）までにこども課窓口、または、郵送でご提出ください。詳細は町ホームページでご確認ください。
 - ※申請書、申立書はホームページよりダウンロード可（窓口でも配布しています）。
 - ※必要書類は、申請書、申立書に記載されています。記入もれ、不備書類がある場合は受付できませんのでご了承ください。

【お問い合わせ】 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届のお知らせ

児童扶養手当および特別児童扶養手当受給者は引き続き、手当を受ける要件を満たしているかを確認するために現況届（特別児童扶養手当については「所得状況届」）の提出が必要です。

☆期限内に現況届の提出がない場合は、1月定期支払い（特別児童扶養手当は11月定期支払い）が遅れる場合があります。また、届出がない場合、11月分以降（特別児童扶養手当は8月分以降）の手当てが受けられなくなります。必ず期限内に届出してください。

☆8月初旬頃に対象者へ西原町役場こども課から、ピンク色の封筒で通知書を発送します。必要書類等、内容をよくご確認の上、当日の手続きの際にお持ちください。

※「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も、同時に行います。

◎受付日程

	受付期間	場 所	受付時間
特別児童扶養手当	8月16日（火）～8月17日（水）	西原町役場 交流センター	9:30～11:00 13:30～15:30
児童扶養手当	8月18日（木）～8月26日（金） ※土・日を除く。	会議室	※時間厳守

※上記手当が2つとも該当している方は、8月18日から26日までの期間に届出をお願いします。

※受付時間を過ぎた場合、受付することができませんので、必ず受付時間内に余裕を持ってお越しください。

【お問い合わせ】 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311